議案第8号

北本市職員の給与に関する条例及び北本市行政不服審査会条 例の一部改正について

北本市職員の給与に関する条例及び北本市行政不服審査会条例の一部 を次のように改正する。

令和5年2月20日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員の給与に関する条例及び北本市行政不服審査会条例の 一部を改正する条例

(北本市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北本市職員の給与に関する条例(昭和28年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6級の項中「課長」を「室長、課長」に改め、同表8級の項中「、室長」を削る。

(北本市行政不服審査会条例の一部改正)

第2条 北本市行政不服審査会条例(平成28年条例第11号)の一部 を次のように改正する。

第8条中「行政経営部行政経営課」を「政策推進部政策推進課」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。